

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の訂正

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の公表資料につき、下記誤植がございましたので、訂正致します。なお、全て表記に関わるものであり、内容には影響ございません。

| 該当項 | 訂正前 | 訂正後 |
|--------------------|--|--|
| 第17項 | また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、(中略)、当該配分された各資産又は資産グループに第12項から第15項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。 | また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、(中略)、当該配分された各資産グループに第12項から第15項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。 |
| 第107項 | (3) 減損損失の測定において、回収可能価額のうち使用価値を算定するあたり、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー(第31項(2)参照) | (3) 減損損失の測定において、回収可能価額のうち使用価値を算定するにあたり、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー(第31項(2)参照) |
| [設例2] (66頁最終段落) | 資産グループ中の主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数(30年)が、主要な資産の経済的残存使用年数(25年)を <u>越える</u> 場合には、(以下略) | 資産グループ中の主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数(30年)が、主要な資産の経済的残存使用年数(25年)を <u>超える</u> 場合には、(以下略) |
| [設例5] (表中4箇所) | <u>キュッシュ・フロー</u> | <u>キャッシュ・フロー</u> |

以上